【アル・カーイダと関係を有する団体】
639. ムハンマド・ジャマル・ネットワーク(MJN)(別称：(a)ムハンマド・ジャマル・グループ(b)ジャマル・ネットワーク(c)アブ・アフメド・グループ(d)エジプトのアル・カーイダ（AQE））
MUHAMMAD JAMAL NETWORK (MJN) (a.k.a.: (a)Muhammad Jamal Group (b)Jamal Network(c)Abu Ahmed Group (d)Al-Qaida in Egypt(AQE))
旧称：不明
所在地：エジプト、リビア及びマリにて活動
国連制裁委員会による指定日：2013年10月21日
その他の情報：2011年にムハンマド・ジャマル・アル・カシフ（638. に指定した個人）により設立されたテロ及び準軍事的集団であり、アル・カーイダ（166. に指定した団体）とアイマン・アル・ザワヒリ（158. に指定した個人）及びアラビア半島のアル・カーイダ（562. に指定した団体）とイスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（173. に指定した団体）の指導者たちとつながりがある。アラビア半島のアル・カーイダから資金提供され、援助されている。エジプトとリビアに複数のテロリスト訓練キャンプを有している。エジプトのシナイ半島にて、武器の獲得、訓練の実行及びテロ集団の設立を行っていると報じられている。2013年９月時点でエジプト、リビア及びその他の場所で自爆テロ犯及び外国人戦闘員の訓練並びにテロ攻撃の計画を行っている。ＭＪＮのメンバーは2012年９月11日のリビア、ベンガジの米国領事館の襲撃に関与していると報じられている。
【アル・カーイダと関係を有する個人】
640. モハメド・ラフボス（別名：(a)モハメド・エンヌイニ(b)ハッサン(c)ホシン）
MOHAMED LAHBOUS (a.k.a.: (a)Mohamed Ennouini (b)Hassan (c)Hocine)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1978年
出生地：マリ
国籍：マリ
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：マリ
国連制裁委員会による指定日：2013年10月24日
その他の情報：西アフリカの一神教と聖戦集団（629. に指定した団体）のメンバー。

○財務省告示第三百九十六号

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十六年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

平成二十五年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

年〇・九パーセント

○厚生労働省告示第三百七十一号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から適用する。

平成二十五年十二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

新北九州空港の項の次に次のように加える。

佐賀空港	空港内エプロン

○厚生労働省告示第三百七十二号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、昭和三十四年厚生省告示第百四十三号（検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から適用する。

なお、改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する福岡検疫所佐賀空港出張所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

（「次のよう」略）

○農林水産省告示第三千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道樺戸郡月形町九九の五七・一〇〇六の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び月形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡戸沢村(国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡戸沢村(国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　雪崩の防止

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡戸沢村(国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市八尾町栃折字磨根柴六九二・六九一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、六九一の五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市小川町西小川字スス原一の五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川部町大平一七〇の三、一七〇の四、一八四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）